

6. ロックウール吹付け厚さは、所定の厚さの1.2倍程度とし、こてで圧縮して所定の厚さに仕上げる。ただし、化粧面でなく、必要な **密度** が得られる場合は、この限りでない。

仕上げ吹付け厚さ **50** mm以上ではく離のおそれのある場合は、亜鉛めっき鋼板製のとんぼを5個/m²以上取り付け、1回目吹付け後にこてで圧縮し、とんぼの足を折り曲げ、2回目を吹き付け所定の厚さに仕上げる。吹付け後、**7** 日間程度の自然乾燥を行う。施工中及び乾燥中は、振動、衝撃等を与えない。

7. ステンレス製具において、ステンレス鋼板の曲げ加工は普通曲げ又は角出し曲げとする。

また、**角出し曲げ** で、切込み後の板厚が **0.75** mm以下の場合、裏板を用いて補強する。各部材の組立は、水掛りを除き、面内胴付き部を小ねじ又は **ボルト** 留めとすることができる。

8. フローリング張りの直張り工法は下張り用床板を張った上に、接着剤を併用して、フローリングを釘で留め付ける。フローリングはフローリングボード（直張用）又は複合フローリング（直張用）とする。

下張り用床板（根太間隔300mm程度）の合板は、厚さ **12** mmとし、受材心で突き付け、乱に継ぎ、釘打ち又は木ねじ留めとする。また、パーティクルボードは、厚さ **15** mmとし、受材心で2～3mmの目地をとり、乱に継ぎ、釘打ち又は木ねじ留め、留付け間隔は、継手部150mm程度、中間部 **200** mm程度とする。

問題6 【解答参考例】

1.	①	⑤ (指導監督)	②	① (指導)
2.	③	② (3)	④	③ (7)
3.	⑤	③ (巡視)	⑥	④ (援助)

解説

1. 建設業法（主任技術者及び監理技術者の職務等）

第26条の4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の **指導監督** の職務を誠実に履行しなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う **指導** に従わなければならない。

2. 建築基準法施行令（落下物に対する防護）

136条の5 建築工事等において工事現場の境界線からの水平距離が5メートル以内で、かつ、地盤面からの高さが **3** メートル以上の場所からくず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、ダストシユートを用いる等当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。

2 建築工事等を行なう場合において、建築のための工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が5メートル以内で、かつ、地盤面から高さが **7** メートル以上にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、国土交通大臣の定める基準に従って、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

3. 労働安全衛生法（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

三 作業場所を **巡視** すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び **援助** を行うこと。

五 (以降省略)

六 (以降省略)